

新型コロナに罹患し、療養を終えて現在回復しているもののPCR検査を行っても陽性判定が続いてしまう方へ

2022年7月15日

○新型コロナに罹患し、療養を終えて現在回復しているにもかかわらず、PCR検査を何度行っても陽性判定が続いてしまう方で、以下1のいずれかに該当する場合には、以下2の書類をメールに添付の上、当館領事班（setorconsular@c1.mofa.go.jp）宛てにご相談ください。

1

- (1)日本国籍の方
- (2)在留資格保持者の方で再入国の場合
- (3)日本国籍者・永住者の配偶者又は子の新規入国の場合など

2

- (1)旅券の予定事項ページの写し
- (2)日本帰国・入国予定のフライト情報（eチケット写し等）
- (3)コロナ陽性と判定された後に療養期間を徒過し、新型コロナから回復している旨を記した医療機関等の診断書等（様式自由）
- (4)新型コロナの療養期間終了後に、再度検査した結果が陽性となった検査結果（厚労省が有効と認める検体及び検査方法に限ります）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

※なお、ご相談をいただいてから回答するまでに最大5営業日程度かかりますので、特に帰国・入国予定日が接近している場合には、必ず必要書類をご準備の上、前広にご相談ください。

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

電話：41-3322-4919

e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp